

学習会「障がい者と家族の高齢化に伴う問題と対策」

開催日時：2025年7月24日（木）10:00～11:45

開催場所：ぽっぽ町田会議室2（ハイブリッド開催）

Zoom ID：833 2590 4434 パスコード：585242

1. 開会挨拶 副代表 土田由紀子

2. 今回の事前アンケートについて

【町田市障がい児者自立支援研究・研修会】代表 森公男

3. 参加者からのご意見

（司会・進行）

【町田市障がい児者自立支援研究・研修会】 代表 森公男

（参加予定者）

【町田市ダウン症児者を守る会 こぼと会】 本間美穂 ・ 赤松正美

【町田市社会福祉協議会】 仲泊昌仁

【ボワ・すみれ福祉会】 田部井眞

【鶴川地域障がい者支援センター】 石橋彰

【認定 NP0 法人エンディングセンター】 井上美香

【きらぼし銀行 信託事業部】 清水匡 ・ 水沢英嗣

【町田市ユニカール協会】 吉村義憲

4. まとめ

5. 事務連絡

【定期総会/研究・研修成果報告会（2025年4月～8月）】

2025年10月14日（火）10:00～12:00

ぽっぽ町田会議室2（ハイブリッド開催）

6. 終了

7/24学習会「障がい者と家族の高齢化に伴う問題と対策」アンケート

B I U ↺ ↻

障がいのある方とそのご家族向けの回答フォーム

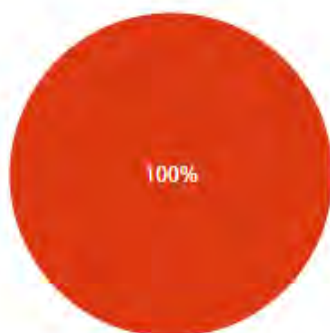
2025 年 7 月実施

回答 25 件

1：回答者について

25 件の回答

 グラフをコピー

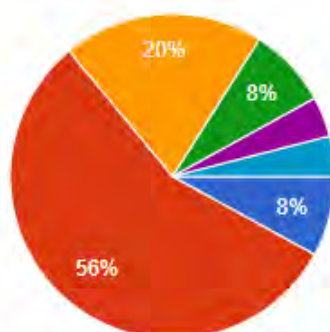


- 障がいのあるご本人
- 障がいのある方のご家族

2：①障がいがある方について

25 件の回答

 グラフをコピー

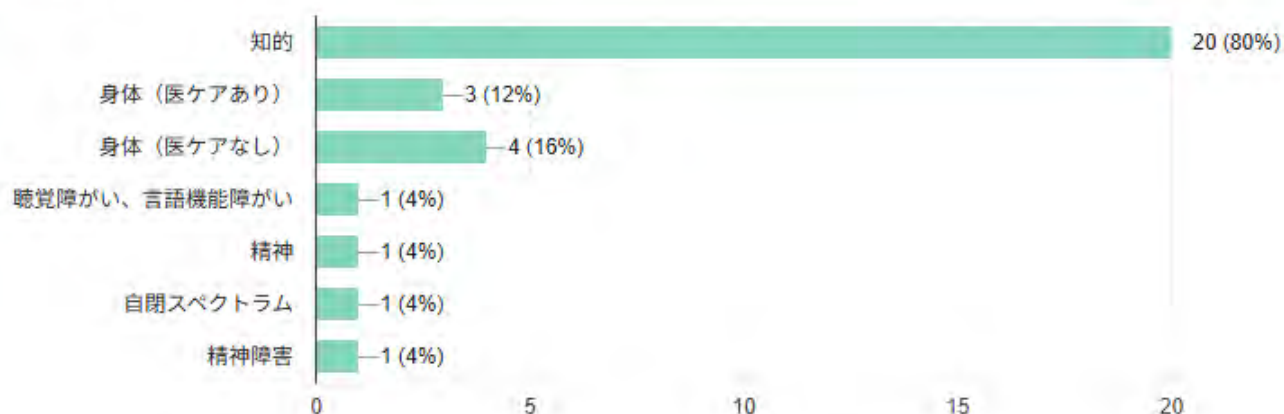


- 20歳未満
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳以上

2：②障がい種別

 グラフをコピー

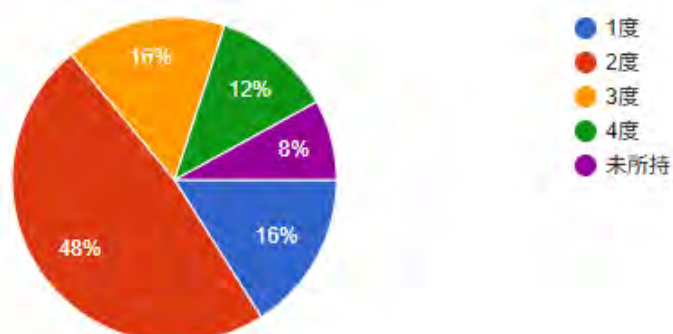
25 件の回答



2：③愛の手帳の有無

 グラフをコピー

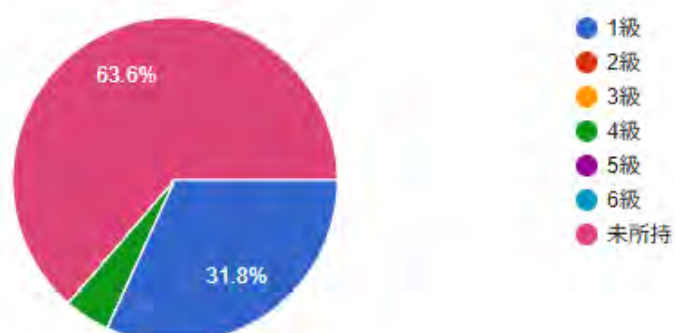
25 件の回答



2：④身体手帳の有無

 グラフをコピー

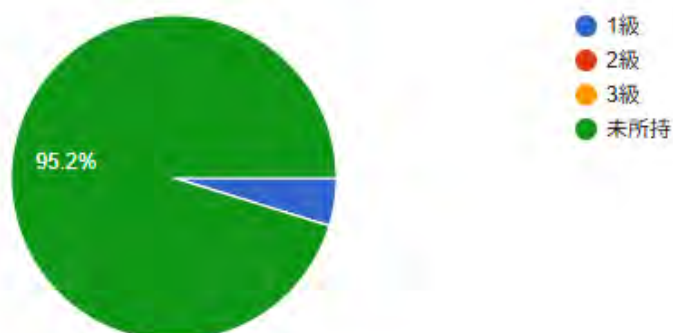
22 件の回答



2：⑤精神手帳の有無

21 件の回答

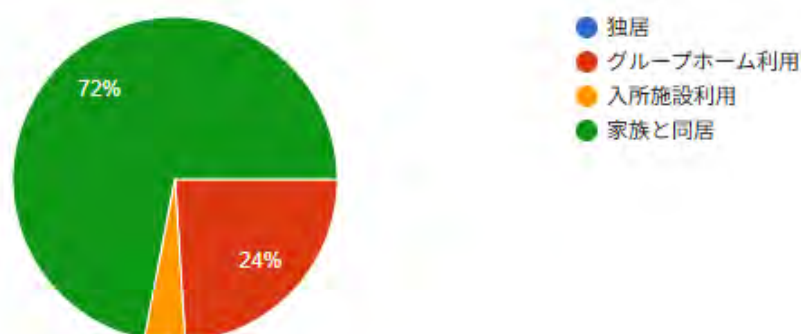
[グラフをコピー](#)



2：⑥障がいがある方の暮らしについて

25 件の回答

[グラフをコピー](#)

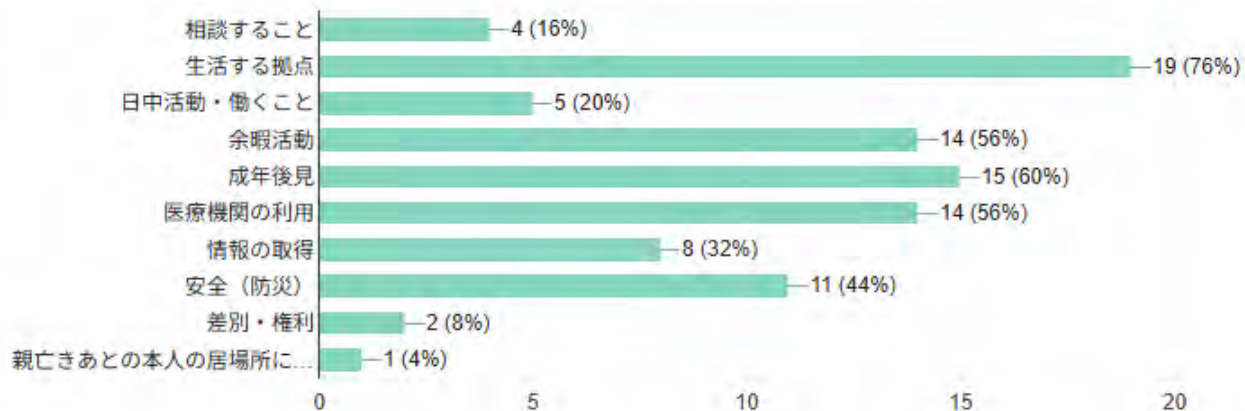


3：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について

(1)どのような事柄に課題を感じていますか？（複数回答可）

25 件の回答

[グラフをコピー](#)



3：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について
(2)課題に感じている事柄について具体的に教えてください

今、現在、通院は家族が行っている状況です。

身体と知的があるので、リハビリなど含めると、月1,2回は通院サポートで職場を休まないとならない状況です。

まだ、運転など、どちらかぎできるので、なんとかなっていますが、目や体力的にいつまでできるのか不安になる時があります。

近くの病院や訪問医療などあり考えますが、専門的なものや、小さい頃からの繋がりなど、変更が難しいものもあり、どうしたものかを考えることを先延ばしにしている事に年齢を感じる様になりました。

グループホームを検討しています

が 先日支援センターの紹介で

貴重な？空室出来たとの事で見学行きました

部屋は、西日辺り 風通しも良くない

食事バラバラで食べると聞き

なんだかなあ〜と思い

もう少し親元で過ごさせてあげようと

今回は見送りました

とりあえず 住む部屋があれば良い 食事が提供出来れば良いというものでもない。

しかし 親は確実に老いていくので 悠長な事言ってる場合ではないのか？

不安です。

本人の体力と親の体力の差により

通所施設からの帰宅後の生活、

週末の過ごし方など何心配。

親の体力と入所(グループホームを含む)

障がい者の主介護者の高齢化に伴い、他の家族が高齢者と障がい者のダブルケアを担う事になってしまった。仕事と自分の家庭と介護の両立が難しく早期退職して短時間勤務にした。

GHも入所施設も空きの無い状態で、たとえ空きがあったとしても、虐待等心配で踏み出せない。

グループホームへ入所する時期や手続き、また成年後見の制度についても詳しく知りたいと思います。

具体的に言えるほどまだしっかりと考えていません。

高齢化していく親元から離れたがらない

お金をどのような形で残すか。親が高齢になって子供の面倒が見られなくなった時にどうするか。

病院に連れていっても検査などは受けられない

家族と一緒に暮らしていきたいが高齢化に伴い日常のケアや病院への通院、入院などスムーズにできないことも多くなり厳しくなっている。障がい者の年齢と共に、スムーズにできていたこと全部が大変になっている。病院探しは差別としか思えないくらいひどい。

地域で生活したいと思っても、親と同居でなければ生活は難しい。今はまだ子どもの面倒をみれるが、年老いていく自分達にどこまで子どもを見れるか不安がある

子供が、生活介護の作業所を定年になった場合、日中支援が出来ない為、今のホームを退所をお願いされるかもしれない。どこに行けばいいかを知りたい。

今は本人のパソコンやスマホで困ったこと（不具合や新しいアプリのインストール等）は親が対応しているが、今後、親が対応できなくなった場合はどこ（誰）に対応を求めたら良いのか？

グループホームを考えているが入れない。休日の外出に付き合うのが体力的にキツく感じる様になった。成年後見人を付ける事に不安を感じる。

一人暮らしを希望して行動したくても、生活を支えてくれるヘルパーの確保などが難しく、計画が進まない

- ①障がい者本人の自立に向けて
- ②保護者が介護できない状態になった時のサポート

自閉症の特性上生涯自宅で過ごすことを希望しているが 買い物 自宅メンテナンス 家電トラブル など細かなサポートが将来受けられるか不安

高齢化で問題を抱えている家族は「相談すること」をしてこなかった方が多いと感じます。前回の学習会で取り上げた「学齢期について」の課題と高齢化で抱える問題は通じていると感じます。

現在生活しているグループホームが本人の生活に合っていないのではと感じる。

グループホーム＝老人ホームとはならない点。

8050問題などを見据え、特別支援学校卒業後から20代中盤位迄の間にはGH等へ生活の場を移し、親が元気な間に安定した生活基盤の確保をしてあげたいと願っている保護者は多いです。ただ、現状は障がいの重い方、支援度の高い方を受け入れてくれるGHはほぼ無く、気持ちばかりが先行し実現できないのが現状です。
親が安心して老いていけるよう、家庭以外の生活の場が必要です。

障がいのある子どものお世話をするのが だんだん年を取ると辛くなるような気がします。障がいのある子どもも年を取り 今まで以上に大変になると思います。

本人の希望する生活実現が難しい

3：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について

(3)上記の課題点を解決するために必要だと感じているサポートや解決案があれば教えてください

23 件の回答

隣の県、相模原では日中支援型のグループホームが多い為か、通院サポートもしっかりしている様に思います。

町田も日中支援型になると、その不安が少しなくなるのかなと思います。

金儲けの為だけの施設ではなく
ハンデありの人に寄り添った施設
欲しい！
人材育成も含めて。

現在は相談支援を受けながら
課題に対しアドバイスなど助言を
頂いている

移動(抱っこがきつくなってきた) ヘルパー不足

今は個別にその都度各関係機関の方々に協力頂きながら綱渡り生活をしている。

GHは営利目的の場所も多く、身辺自立が基本だったり、障がい軽度の人たち中心。自宅での生活を支えてくれるヘルパーさんも人手不足。福祉の職場にこそ、公的な援助を増やして働き手の確保が必要かと思われます。

まず現状(空き状況など)や制度の情報を得て
また、勉強会などがあると助かります。

分からない

親子が同時に相談できる場所があるといい。

通院，入院設備の充実。町田市内での受け入れをしてほしい。車椅子の製作などもう少し近い所で、、遠くにショートも含めて行かなくても良いようにしてほしい。

地域に医療的ケアもしてもらえる入所施設

老人ホームに子供が、入れる事を望みます。現状を知りたい。

分かりません

グループホームの情報が欲しい。
ヘルパーさんがなかなかみつからない。
成年後見人のデメリットばかり耳に入るのでメリットを知りたい。

ヘルパーなどの人材確保

万一の場合には、本人の通所事業所や、障がい者支援センターで、差し当たって対応してもらえると約束いただけたらかなり安心感を得られる

成年後見人に頼らない訪問サービスの充実

家族と同居していると「GHなどで生活するのは、まだ早いかな」と思いがちですが、月日が経つのは早いもので、家族の高齢化が始まってしまう。

その前に一定の年齢になったら、GHの体験入所をする様なシステムがあった良いなぁと時々思います。少しでも当事者、家族共に皆んなの経験値が上がるのかもしれませんが。

予防接種に適正年齢があり行政からお知らせが来るように、障がいのある人々も家族の元を離れて生活する目安があれば、皆んなの動きは今より変わるのかな？と思ったりします。

引越し

行政の管轄が違っていると聞いてますので、歳をとった障がい者に対しては(例えば60歳以上など)グループホームと老人ホームの管轄を一緒にした方がよいのではないのでしょうか。せ

重度障がい者を受け入れるとうたっているGHが、実情は受け入れ拒否や制限をかけている例を良く見聞きする。そういった実情との剥離を行政が厳しく見るなどして欲しい。

なるべく 自宅で暮らせたらと思います。

やはり 我が家が一番快適だろうから。

在宅で受けられるサービスの充実を望みます。

多くの人方が悩む課題

4：高齢化による問題が深刻化する前の段階で解決すべき課題について

(1)課題に感じている事柄について具体的に教えてください

20 件の回答

本人、ご家族が若いうちに、動けたりしっかり考えて判断できるうちに、親亡き後を考えて動く事が大事だと思います。

知的な障がいだけでないので、
配慮が必要な部分が沢山あり
ショートの利用も躊躇してしまっている

グループホーム、療育センターへの入所。自宅でいつまでみられるか。

事前に考えるのは家族にとって精神的な負担でしかない。なるようにしかないと楽観的に考えなければやってられない。

グループホームはたくさんあるが、障害特性に対する関わり方や、サービス自体のガイドラインが整備されていない。

夜間無資格の支援者が1人夜勤とか...

親が元気なうちに安心して自立できる施設にお願いしたい

親が子供にいま介助していることをどうしていったらいいか

上記と同じ

ショートステイを定期的に取りれるようにして、家族の介護の休息を持つ

皆んなで声を上げる。

本人たちがグループホームはおろか、ショートステイも拒否していること。

本人の自立

3に同じ

弁護士等による成年後見人の犯罪やトラブルが目立っていて不安

相談支援の利用はした方がよい。

学齢期から必要な福祉サービスを利用する事の大切さ、今、経験しておくの良いことを積み重ねる大切さ、家族だけでは気付けない事もあるし、失敗したり、あまり良くない結果が出たら、その段階でどこを改善すべきか、深く考えて解決できたら良いと思っています。

相談先を確保する

成年後見制度を利用するにあたっての問題点。

切羽詰まってから動くのでは親自身も障がいのある子どもも、支援者も、誰もが厳しく辛い状況に置かれてしまう。やむを得ずそうになってしまう事もあるかもしれないが、元気なうちに事前に備えていく必要性がもっと周知されるべきだと考える。

在宅で受けられるサービス どのようなサービスがあるのか知りたいです。
どのような手続きをしなければいけないのか？

障がい者自立への多様な考えの受け入れの実現

4：高齢化による問題が深刻化する前の段階で解決すべき課題について

(2)上記の課題点を解決するために必要だと感じているサポートや解決案があれば教えてください

19 件の回答

親も子も、経済的に、そして精神的にも自立して、共依存にならないサポートが必要かと思います。
障がい者は家族でできるだけ面倒を見るべきとの古い考えから、親は世間に迷惑をかけたくないと孤立した考えになってしまっているのです。あるところ、障がいを持った子も、家族も社会の一員として、それぞれが自立できる社会作りが必要かと思います。

本人に対し理解度を高めてもらう事が
重要。家族側も職員の方と密に情報交換を
して解決していきたい

市内での医療機関の充実。小児神経を診れる医師のいる病院がほしい。

あったら私が教えて欲しい。

特に申し上げることはありません

うちは変化に弱く、他の人の話だがグループホームを変わったり土日祝日はスタッフもお休み。預けたいが、他のショートを探しているなどと聞くと不安が残る。贅沢な話で無理でしょうが、作業所、生活、医療、各種手続き等も早い段階でお任せできるようなシステムができてほしい

親も疲弊していることもあるので、親にもケアが必要に思います。

町田市で受け入れ、施設ができると良い。

医療的ケアのできるショートステイ先を町田にも作って欲しい

思いつきません。

自宅で兄弟でサポートを受けながら暮らせるサービスがあれば欲しい

ヘルパーなどの人材確保
生活する場所 アパートなどを借りる時の各所の理解

3に同じ

成年後見人制度での成功例が簡単にいつでも見られると安心感がでる。情報アップデートがこまめだと助かる。

行政への働きかけ、相談支援との連携、親同士の繋がり等。

成年後見制度の利用を民間任せにするのではなく、もっと行政が積極的に関わって、具体策等を提示していただきたいです。聞いたところによるとですが、あまり使い良いとは言えないのが現状のようです。

障がいのある子どもの長い人生を考えた時、親が先に老いて亡くなっても福祉の世界の中でどうにか我が子が生きていけるように準備をしていきたいと考えるが、自分の経験上、学齢期の早い段階から相談支援事業所と繋がっていたことが非常に良かったと感じている。知らない福祉サービスや、成人後の暮らしなど、具体的な生活設計について情報をいただけていたのが非常に心強かった。

障がいのある子どもと高齢の親が受けられるサービスの充実を望みます。

新しい福祉の考え方

5：その他

今後この会に期待すること、取り上げてほしい内容等ありましたらぜひ教えてください

15 件の回答

娘が小さい時に比べたら、はるかに福祉の考え方は進んでいます。連れて歩くことも、気後れせずに堂々と街を歩ける様になってきているのは、とてもとても嬉しいです。この先も、多様性の理解が進むことによって、障がいを持っている方たちが、堂々と街を歩き社会の一員となり、生まれてきた事に喜びを感じられる世の中になったら、親たちの悲しみも不安も無くなっていくのではないかと思います。それには、障がいを持った家族や本人だけではなく、周りの意識から変えていく事が大事ではないかと思うので、その発信と親の心のサポートをお願いできたらと思います。

障害者を サポートする人材育成
障害者をもっと理解？知ってもらう？
為の情報発信。

今のように困ったことを相談できる 開けた会。

障がい者サービスが働く方々の好意やボランティアで成り立つ部分がまだまだ多い。働く方々がやりがいを持てる事、また障がい者が充実したサービスを受けられる制度となるよう、行政側にも働きかけて頂けるとありがたいです。

このようなアンケートの実施を継続的に行ってほしいです

福祉関係も含め、多くの異業種間の交流

まだ、参加した事ないので、わかりませんが、同じ障がい者の親同士のつながりがほしいです。

親亡き後の金のこと

特に無し

医療機関...婦人科受診はもちろん、全身の痛みや不調を具体的に訴えられないため、相談できる医療機関を含め、本人への具体的な対処法を...皆さんがどのようにされているのか

多方面の関係者から生の声が聞けるので、とても勉強になります。
今後とも様々な意見が聞ける事を楽しみにしています。
よろしくお願い致します。

長く続けていただきたいです。

障がい者の高齢化に伴い、障がい者サポート利用と介護サポート利用の連携について。

入所施設 グループホーム不足で 自宅で暮らす確率が高くなってきました。
自宅で 高齢の親と暮らす方法など 勉強会があると良いな～と思います。

高度強度障がいの子どもは 自宅で暮らすのは大変なので 優先的に 入所施設に入れると良いな～と思います。

7/24学習会「障がい者と家族の高齢化に伴う問題と対策」アンケート

B I U ↺ ✕

障がい福祉サービス事業者様向け回答フォーム

2025 年7月

回答1件

1：回答者について

障がい福祉サービスの種類を記載してください

(例：生活介護事業)

1 件の回答

児童発達支援事業

2：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について

 [グラフをコピー](#)

(1)どのような事柄に課題を感じていますか？（複数回答可）

1 件の回答



2：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について

(2)課題に感じている事柄について具体的に教えてください

1 件の回答

若い時はグループホームや、日中活動場所があったとしても、途中でやめてしまって、自宅で高齢の親とだけですごしている方がいるのではないかと感じています。

2：障がいがある方とその家族の高齢化で抱える問題について

(3)上記の課題点を解決するために必要だと感じているサポートや解決案があれば教えてください

1 件の回答

市のケースワーカーだけではなく、相談支援専門員のフォローが絶えずあり、ライフステージに合った支援をいつも提案されていることが大切ではないかと思います。

3：高齢化による問題が深刻化する前の段階で解決すべき課題について

(1)課題に感じている事柄について具体的に教えてください

1 件の回答

地域で支えるという意識

3：高齢化による問題が深刻化する前の段階で解決すべき課題について

(2)上記の課題点を解決するために必要だと感じているサポートや解決案があれば教えてください

1 件の回答

市民の障害理解、障がいのある方の小さい時からを知っているということ。

4：その他

今後この会に期待すること、取り上げてほしい内容等ありましたらぜひ教えてください

0 件の回答

この質問にはまだ回答がありません。

自立研「高齢化の問題と対策」学習会アンケートについて 20250724

1 アンケート集約状況

(1) 回答について

- ①事業所からの回答が少ない 3件
- ②家族からの回答が多い。
 - ・回答者の年齢は20歳代が多いこと
 - ・家族には知的障害の方がいるケースが80%

(2) 高齢化で抱える問題

- ①筆頭は生活する拠点
 - 本人にあっていないGHのサービス内容でも、親の高齢化に伴い、まだ親が頑張るという状況
- ②その他の上位にあった項目
 - ・成年後見
 - ・余暇活動 親が連れていくことができなくなっている
 - ・医療機関の利用となっています。

2 記載内容から

切実な内容が多い

(1) 解決にむけて

- ①日中支援型のグループホームであれば、通院支援も可能ではないか
- ②人材の確保（GHでの専門的な支援が可能な）＋ヘルパーの不足の解消
- ③切羽詰まった状態になる前のGH体験の奨励

(2) 印象的な記載

- ①「事前に考えるのは家族にとって精神的な負担でしかない。
なるようにしかないと楽観的に考えなければやってられない。」
- ②課題解決案についての質問にも「あったら私が教えて欲しい。」
↓
- ③最後にこの会に期待すること
「このようなアンケートを継続的に行って欲しい」
「長く続けて欲しいです。」
あきらめないでというメッセージ

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。

○ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。

○ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

○ 令和6年4月～ 部会において調査審議 ○ 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング

○ 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）

（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

- ▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- ▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

- 甲 案 現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案
- 乙 1 案 ①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、**成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型**の法定後見を開始する案
- 乙 2 案 **乙 1 案の類型に加え**、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、**成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型**の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

- 法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、**保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案**
（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

- 甲 案 期間を設けない
- 乙 1 案 家庭裁判所が**法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案**
- 乙 2 案 **成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案**

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

- ▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。
- ▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- ▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

- ・ **本人の意見を重視すべきであることを明確に**することを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

- 甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案
- 乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、**新たな解任事由**を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

- ・ 成年後見人等が**本人の意思を尊重することの内容**（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）**を明確に**することを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

- ▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

- ・ **本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める**など任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって**成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確に**する案を引き続き検討

エンディングセンターが企画した樹木葬



桜葬墓地

東京で初
2005年～



東京都で初めてエンディングセンターが町田いずみ浄苑内に自分たち独自の樹木葬墓地「桜葬」を創りました。その理念がマスコミで報道され、日本中に広まるきっかけに。今ではいずみ浄苑も、樹木葬を展開をしています。

樹林墓地・桜葬
木もれ陽
(共同区画)

上段には、小鳥が飲みにやってくる水場があり、その水は下段まで流れていく。自然の木立をそのまま生かし、太陽と木と水と自然を感じることができる墓所です。共同区画。



エンディングセンター桜葬墓地
しおり
詩桜里

埋葬場所に手が届き、お参りするの
にちょうどいい高さ。ソメイヨシノ・
シデザクラなどがシンボルツリー。
東屋の南側にある明るい墓所です。



エンディングセンター桜葬墓地
桜の里

シンボルツリーとしての桜の木をは
じめ、ケヤキ・イロハモミジなど多
様な樹木や四季折々の草花が植えら
れています。豊かな樹木に囲まれた、
自然美あふれる墓苑です。



認定 NPO 法人エンディングセンター (10:00 ~ 16:00 木曜、第2・第4日曜 定休)

☎ 042-850-1212 E-mail: info@endingcenter.com

〒195-0051 東京都町田市真光寺町 338-12 見真堂 2 階

<https://www.endingcenter.com/>



「生き方にこだわるからこそ 死の方にもこだわりたい」 認定NPO法人エンディングセンター

第一回
樋口恵子賞
受賞

改葬墓/
墓じまい
何からすれば
いいの？

何かあった
らと思うと
不安

相談したい
けれど、
法律家は高
そう！

認知症になっ
たらどうする
のか分からな
い

高齢者施設
どこがよいの？

人に迷惑を
かけたくない
どうすれば
いい



親亡き後
の子ども
が心配

いざというときに助かる！

「エンディングセンター会員になっていて良かった！」の声



■母に認知症の症状が出始めて、どうしたらいいか相談できて助かった。
最初から行政書士のところに行くよりわかりやすかった。

■私は「おひとりさま」、エンディングセンターに死後のことすべて委任しているので、安心です。

■夫が亡くなって呆然、どうしたらいいかわからず、エンディングセンターに段取りよく
教えていただいて助かった。



【エンディングサポート】



葬送支援・遺品整理・死後
事務・入院保証・遺言、任
意後見サポート
死後の担い手がいない方
の支援。おひとりさまサ
ポート。

【桜葬普及活動】



継承者不要・永続使用・
ペット可(一部)樹木葬
墓地「桜葬」を販売

【桜葬メモリアル】



桜の咲くころ合同祭祀を実施。

家族に代わる
ゆるやかな
共同性
ぬくもりのある
支援

【終活大学校】



終活学習。元東洋大学教授で社
会学博士の井上治代が、選定し
た講座を受けることができます。

【墓友】活動



お墓を核としたサークル
活動。仲間づくり。

【代理献花サービス】



墓前にいくことができな
い方にスタッフが代わり
に献花を行います。

【桜便】



ご遺骨配送サー
ビス。墓前に来る
ことが難しい場合
は代理埋葬も
承っております。



2025年度 認定NPO法人エンディングセンター

終活大学校

めざせ!生涯現役

～『老い』や『病』をハッピーに変える秘密～

心の健康は、体の健康につながります。

患者と接する中で発見した健康と心のつながり、医師としての死生観などから人生を元気に生きる秘密を学びます。

講 師: **木村謙介** (きむら・けんすけ) さん きむら内科クリニック理事長

日 時: 10月22日(水) 14:00～15:30

受講方法: オンライン (Zoomミーティング) 要予約

※この授業は期間限定でアーカイブ配信がありますので、当日オンライン参加ができない方でもお申し込みいただけます。

※Zoomの参加が難しい方は、当日町田事務所でオンライン受講ができます。
ご相談ください。

受講料: 会員1,500円 準会員・一般2,000円

木村謙介 (きむら・けんすけ) さん (医学博士)

医療法人きむら内科クリニック理事長・慶應義塾大学医学部循環器内科非常勤講師

Jリーグ川崎フロンターレ・チームドクター (内科)

兵庫県赤穂市出身。北海道大学医学部卒業。

慶應義塾大学病院や関連病院で約20年間、循環器内科を専門に臨床現場で経験を積む。

カリフォルニア大学サンディエゴ校に留学し医学研究を続け、

欧米の一流医学雑誌「Nature Medicine」「Lancet」誌などに研究成果が掲載される。

2011年慶應義塾大学医学部循環器内科専任講師に就任。

2012年に妻の発病を契機にきむら内科クリニックを開業し、2018年に医療法人化。

2019年3月ニューヨーク国連本部にて「医療現場におけるトラウマについて」講演。

2021年からJリーグ川崎フロンターレ・チームドクター (内科) 兼任。

著書に『入院こそチャンス! 人生は病床で好転する』(文芸社) 『人を見て、病気を診ず～医者が教える心の秘密』(現代書林)

『医者は神ではない～医者が教える病気をハッピーに変える秘密』(現代書林)

『中村憲剛の「こころ」の話～今日より明日を生きやすく処方箋』(小学館) 監修など



お問い合わせ・お申し込みは エンディングセンター町田事務所まで

TEL.042-850-1212 ※10:00～16:00(木曜日、第2・第4日曜日除く)

左図のQRコードからもお申し込みできます。

認定NPO法人 エンディングセンター

町田事務所 〒195-0051東京都町田市真光寺町338-12

☎042-850-1212 ※10:00～16:00 (木曜、第2・第4日曜定休)

<https://www.endingcenter.com/> e-mail info@endingcenter.com

2025年度

「終活大学校」カリキュラム



映像受講	映像受講	① 健康に老いる 山と温泉は人生の喜び	定員 40 名
		講師 飯出敏夫（温泉紀行ライター） 概要 温泉と登山に癒され、大病をも克服した飯出敏夫さんの「健康に老いる」秘訣とは何か。 山と温泉の楽しみを知れば、人生はよりおもしろいものになります。 *映像受講は後日に期間限定でネット配信します	
映像受講	オンライン受講	② めざせ！生涯現役 ～『老い』や『病』をハッピーに変える秘密～	定員 20 名
		講師 木村謙介（きむら内科クリニック院長） 日時 10月22日（水）14:00～15:30 概要 患者と接する中で発見した健康と心のつながり、医師としての死生観などから 人生を元気に生きる秘密を学びます。 *オンライン受講はビデオ会議システム Zoom を使用します *映像受講は後日に期間限定でネット配信します	
対面受講	（関西）	③ 100歳まで生きる時代のリスク どこで、誰から支えてもらうのか	定員 20 名
	（東京）	④ エンディングノート作成講座（全2回） 講師 井上治代（エンディングデザイン研究所代表） 定員 20名 ① エンディングノートの基礎知識 2026年1月27日（火）13:00～14:30 ② 自分のエンディングをデザインしよう。相談と語り合い 2026年2月3日（火）13:00～14:30 会場：町田いずみ浄苑 見真堂 2階ホール	

■授業料 1回 会員 1,500円 準会員・一般 2,000円 ※授業番号④は全2回で1,500円

■入校方法 ①電話か②メール：下記の申し込みフォームまた右記のQRコードからお申し込みください。

<https://forms.gle/4tHgUibQ7c5SKoHc9>

※申し込みフォームにはエンディングセンターHPからもアクセスしていただけます。

■支払い方法 <対面授業>ご予約のうえ、当日受付でお支払いください。

<オンライン受講・映像受講>申し込み受付後、授業料お支払いなどの情報をメールで送信します。

参加申し込みと授業料のお支払いが確認できましたら URL をお送りします。



NPO 法人エンディングセンター お問い合わせ・お申し込み

町田事務所 TEL.042-850-1212

10:00～16:00(木曜、第2・第4日曜除く)

関西事務所 TEL.072-669-9131

10:00～16:00(火曜・木曜除く)

8 / 7 発売

井上治代著『おひとりさま時代の死に方』

講談社α新書1000円(税別)

第1章 家と墓はどう変化してきたか？

第2章 おひとりさま時代の「桜葬」と「墓友」

第3章 日本と海外の「自然葬墓」

第4章 ひとりで死んだらどうなるか？

おひとりさま時代の 死に方

Haruyo Inoue

井上治代

この本を読めば、
ひとりでも幸せに
死んでいける！
みんなが安心
できる本です。

樋口恵子氏

人は誰もが死ぬ。
ぼくもあなたも。
わかっているのは
それだけ。どうやって？
どんなふう？
ならば井上さんに
訊ねよう。

きつとすべてを
教えてくれるから。

高橋源一郎氏

親や自分の
お墓をどうする？

死後の手続きには何が必要なの？

国内外メディアから取材殺到！ 第一人者がすべての悩みに答える！！

講談社α新書
創刊25周年

推薦！



身元保証、死後事務、見守りetc.
家族の代わりにずっと寄り添う

おひさほ

— サポート説明資料 —



会社情報

会社名	トリニティ・テクノロジー株式会社
設立	2020年10月30日
本社	東京都港区新橋2-1-1山口ビルディング1階
代表取締役 社長CEO	磨 和寛（Migaki Kazuhiro）
社員数	約150名
子会社	トリニティ・アセットクリエイト株式会社 株式会社従業員承継パートナーズ

拠点

14拠点



事業内容

OYA+KO
おやとこ

認知症による資産凍結から親を守る「おやとこ」

おひさほ

おひとりの高齢者に家族の代わりにずっと寄り添う
「おひさほ」

スマホ de 相続

相続手続きサービス「スマホde相続」

従業員承継
パートナーズ

従業員承継を支援する「従業員承継パートナーズ」

TRINITY LABO.

専門家コミュニティ「TRINITY LABO.」

提携数

774社（銀行/証券40社、会計事務所保険・不動産等591社、葬儀社143社）

株主

JAFECO、SBIインベストメント、GMOVP、FFG VP、横浜キャピタル、七十七キャピタル、オリックス銀行、三菱UFJキャピタル、ミラードア、常陽キャピタルパートナーズ、静岡キャピタル、きらぼしキャピタル、いわぎん未来投資、住友生命、NOBUNAGAキャピタルビレッジ、JFR MIRAI、ほくほくキャピタル、佐銀キャピタル、山梨中銀コンサルティング、辻本郷代表本郷氏ほか

当社拠点 一覧



業務提携先一覧 (2025年5月末現在)

銀行・証券

40社

会計事務所
保険・不動産等

591社

葬儀社

143社

総提携数

774社

TRINITY

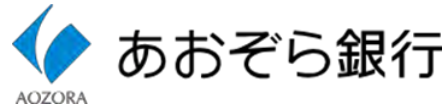
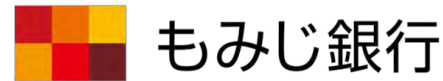
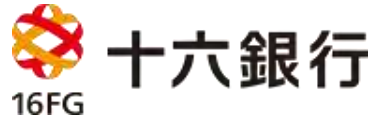
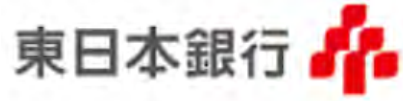
家族信託のおやとこ

OYAtoKO

おひさほ

スマホ de 相続

業務提携先の金融機関さま（5月現在40社）



MISSION

超高齢社会の課題を解決し「ずっと安心」の世界をつくる

VISION

世界一のエイジテックカンパニーになる

当社のエイジテックサービス



家族信託のおやとこ
OYAtoKO

ご家族がいる方を対象とした、
家族信託サービスの提供



おひさほ

おひとりさま高齢者の方を対象と
した、財産管理等サポートの提供
(2023年4月ローンチ)



スマホ de 相続

すべての方を対象とした
総合的な相続サポートの提供



TRINITY LABO.

専門家向けのコンテンツ配信
オンライン上のプラットフォーム
士業とのつながりを構築する



生前
財産対策サービス



死後
サポートサービス



士業等の
プラットフォーム

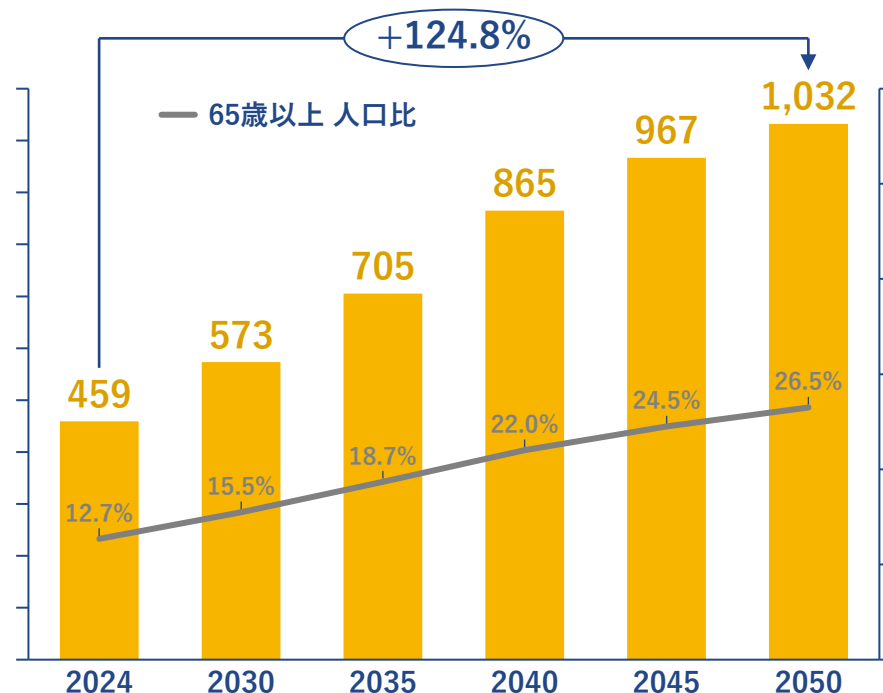


おひさほ[☀]

おひとり様高齢者は今後増加の見込み

2024年時点で子供がいない高齢者は459万人、2050年には1,032万人に上る。通常子供が担うような生活全般・金銭/財産管理、亡き後の諸手続きや法事関係をサポートしてくれる相手がない

子供がいない高齢者の推移 (万人)



出典「増加する「身寄り」のない高齢者—頼れる親族がいない高齢者に関する試算—」(2024年7月23日 日本総研)より当社作成

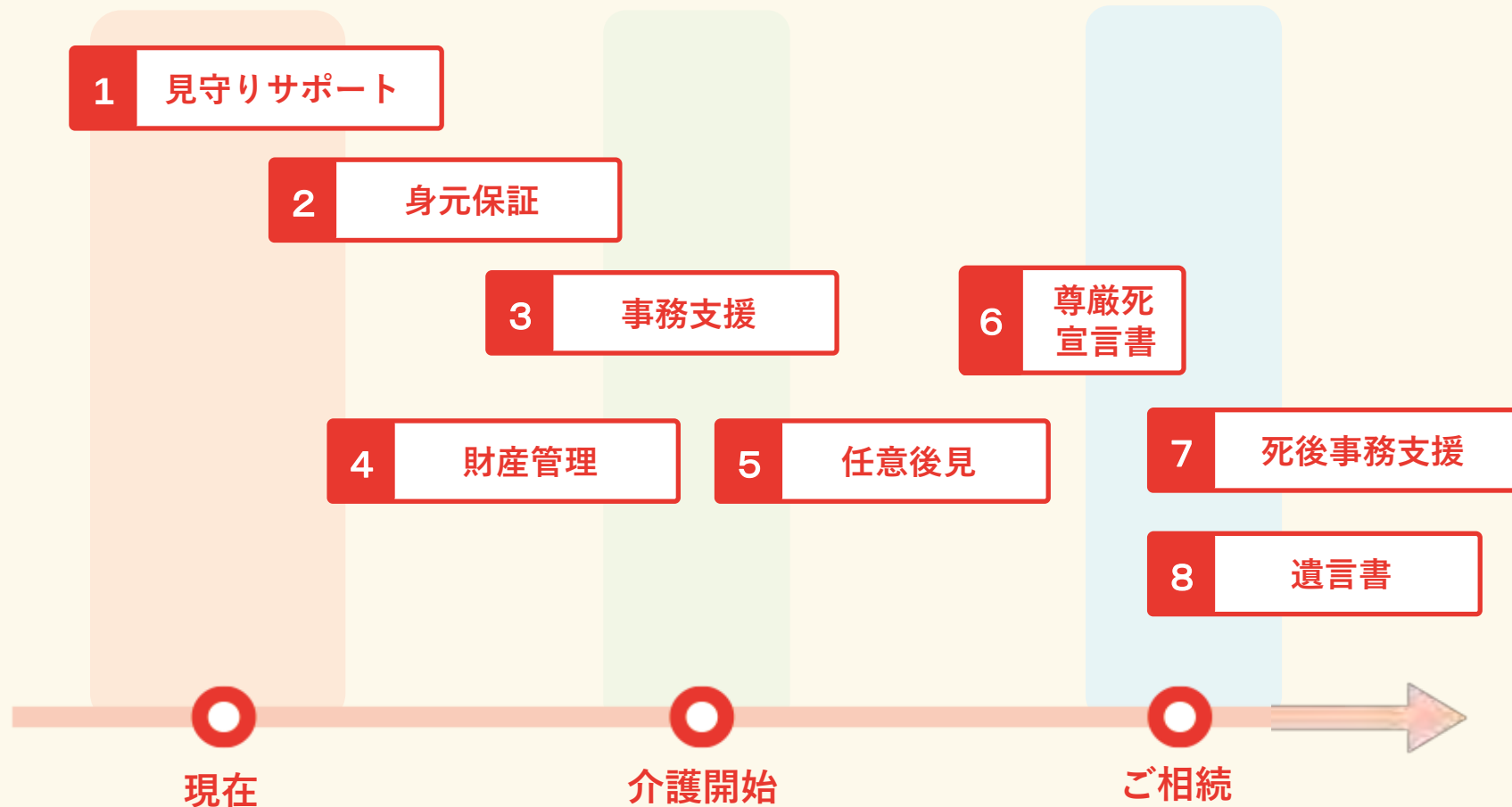
おひさほの拡がりの余地



世帯数×1世帯当たりの初期手数料(当社過去実績平均値140万円)にて当社推定

おひさぼのサポート『8点セット』

高齢者向けサービスに特化する当社は、頼れる家族がないおひとりの方々に、
以下の8つの契約を締結し「今現在」から「亡くなった後」まで 寄り添いながらサポートをしています。



1. 見守りサポート

お元気なうちから

万が一に備えて、**定期的に生活状況（健康状態）の確認**をおこない
必要な場合には介護事業者や病院等と連携をします。

電力使用データを活用した**見守りシステム（おひさぽコネクト）**を利用することで、
ご自宅における万が一にも備えることができます。

緊急連絡先の就任

緊急時の連絡先として、当社を指定して
いただくことができます。

緊急連絡先カード
TRINITY
TECHNOLOGY

携帯用の緊急連絡先
カードをお渡します

定期的なご連絡

電話やメールなどを用いて、定期的
にご状況のやりとりをおこないます。

※ご連絡方法やご連絡頻度はお客様とご相談の
うえ決めていきます



おひさぽコネクト

通信機器付き警報器を用いた工事不要
のコストを抑えた見守りシステムです。



2. 身元保証 3.事務支援

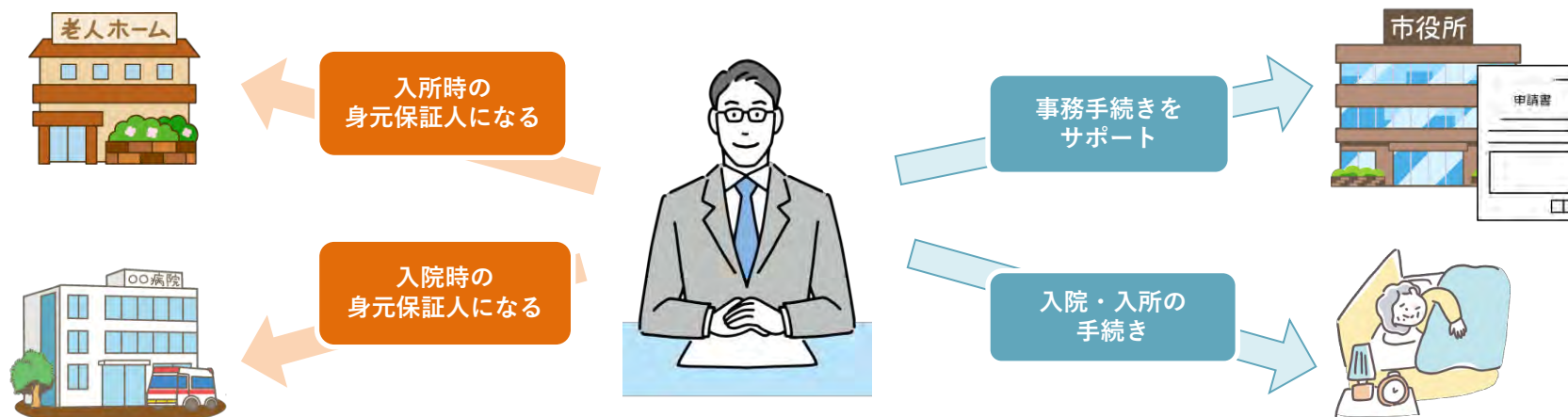
緊急時や体調が悪くなったら

身元保証（身元引受）とは

病院への入院や施設への入所をする際に多くの場合、身元保証人（身元引受人）が必要になります。当社が**身元保証人**に就任し緊急時の対応をします。

事務支援とは

もしもの時の、病院や施設の入院・入所手続きをおこないます。
役所等の事務手続きもサポートします。



4. 財産管理

入院や入所などでご自身で預金管理ができない

長期入院、介護施設への入居、身体に不自由があり出歩けない場合などに
預金の管理や代理人として預金引出し・支払いなどを行います。

例) 財産管理開始時の流れ

① 財産管理の方針お伺い



定期的な収入や支出の内容、今後の手許現金の引出しなどをヒアリングします。契約は公正証書で作成します。

② 書類・証書のお預かり



合意書の作成後、対象財産の管理に必要なもの（通帳、代理人カード、委任状など）をお預かりします。

③ 財産管理サポート開始



お伺いした内容に沿って、定期的な収支の管理をおこないます。その他に財産移動が必要な時にはご連絡をください。

管理の状況は定期的にご報告をしますので安心です

5. 任意後見

認知症になったときのために

将来認知症になった時に、ご自身の代わりに財産管理・身上監護をする代理人＝**後見人**を決めておく**契約**です。

※認知症（意思能力喪失）後に本人の財産を管理するには**後見制度**の利用が必要です

任意後見制度とは

予め**本人の意思**で後見人を選んでおくことができる制度です。

「任意後見契約書」に**生活、療養看護、財産管理の希望**を定めておくことで、ご自身の意思を反映することもできます。

任意後見制度の仕組み



6. 尊厳死宣言書

病気が「不治かつ末期」になったとき

自分の意思で「死期を延ばすだけに過ぎない延命措置はしてほしくない」という宣言をし、記しておくことができます。この宣言書を書いて担当医師に引き渡しをすることで本人の意思を伝えることができます。

※本人の意思を伝えることができますが、医師への法的拘束力はありません。

サンプル

尊厳死宣言公正証書

第1条 私〇〇〇は、私が将来病気に罹り、それが不治であり、かつ、死期が迫っている場合に備えて、私の身元引受人及び私の医療に携わっている方々に以下の要望を宣言します。

1. 私の疾病が現在の医学では不治の状態に

7. 死後事務支援サポート

お亡くなりになった後の手続き

亡くなった後、知人への連絡・お葬式・納骨・遺品整理・各種解約手続き等、遺言や後見ではカバーできないことを**死後事務委任契約**を作成し実行します。



お亡くなり後に必要な手続きは人それぞれです。

ご自身に必要な内容をヒアリングして「死後事務委任契約書」を作成します

死後事務支援でできること	できないこと
・ 知人等への訃報連絡 ・ お葬式・火葬の手配、費用支払い ・ 納骨・埋葬・散骨 ・ 病院・医療施設の退院・退所手続き ・ 公共サービス等の解約 ・ 遺品整理手続き ・ 住居等の退去手続き ・ ペットの引き渡し など様々	・ 墓じまい ・ 記載のない手続きの実施 ・ 死後事務でかかる費用以外の財産の使用・遺贈・寄付

死後事務にかかる費用はあらかじめ**信託会社へ信託**しておくので**安心**です

8. 遺言書

お亡くなりになった後の財産

お亡くなりになった後の**ご自身の「財産」**を誰に承継されるかについて自分の意思を残しておくことができます。遺言書は法定相続分より優先され、ご自身の希望のとおり遺贈、寄付等を行うことができます。
(遺留分を除く)

Q 相続人がいない場合、残った財産はどうなるの？

遺言書がない場合、基本は誰も手続きができない状態になります。
利害関係人の申立てにより、最終的に国庫に帰属することになります。



団体に寄付をして活用してほしい

できます！



お世話になった友達に財産をあげたいな

できます！



遠い親戚がいるけど揉めそうだ、

**誰に渡すか
指定できます！**

① 見守りサポート

⑦ 死後事務支援

② 身元保証

④ 財産管理

⑤ 任意後見

③ 事務支援

⑧ 遺言書

⑥ 尊厳死宣言



お客様の必要なサポートを個別に組み合わせて
利用することができます

おひさぽのサービス料金

サービス内容	契約時にかかる費用	預託金	継続・サポート費用
見守りサポート	—	—	おひさぽコネクト（見守りシステム） 2480円/月（税込2728円） 見守り定期連絡（月1回） ※ 3ヵ月毎・半年毎も対応可能 3200円/月（税込3520円）
身元保証・事務支援	90万円 （税込99万円）	20万円～ ※1	—
財産管理・任意後見	40万円 （税込44万円）	—	管理・後見開始後の費用 25000円/月（税込27500円）～ 任意後見監督人選任申立 20万円（税込22万円）※3
死後事務支援	40万円 （税込44万円）	50万円～ ※1	—
尊厳死宣言書	8万円 （税込8.8万円）	—	—
遺言書 ※4	40万円～ （税込44万円）	—	遺言執行時の執行報酬 75万円（税込82.5万円）～ ※2
その他の費用			
事務管理手数料	※すべてのお客様に必要となります		1800円/月（税込1980円）
駆けつけ 訪問及び出張	見守りサポート、身元保証・事務支援、 財産管理・任意後見に伴う駆けつけ、訪問及び出張時		5000円/時間（税込5500円） ※夜間・緊急時 + 3000円（税込3300円）加算
定期訪問	年1回の定期訪問時		5000円/回（税込5500円）

※1 預託金の金額はご依頼内容により変動します。 ※3 当社が任意後見受任者の場合の申立てに限りします。
 ※2 手続開始時の財産額に応じて変動します。 ※4 別途士業への遺言書作成費用がかかる場合があります。



おひさぽのサービス料金

サポート料金のご説明

- ・原則各サービスについて公正証書を締結をしますので、公証役場への費用が別途必要となります。
- ・預託金は、入院費用や葬儀費用の支払のため事前にお預かりする金銭となります。
- ・預託金は、信託口座で安全に管理します。
- ・死後事務の預託金は、葬儀費用の額等によって変動することがあります。
- ・財産管理や任意後見については、財産管理委任契約・任意後見契約で定めた手数料が別途必要となります。
- ・事務支援は、入退院、施設入所手続きサポート、介護事業者との連携等を指します。



ご相談～サポートの流れ

おひさぽサービスについてのご相談からサポートまでの流れは以下のとおりとなります。

※サービスのご利用には、健康状態・資産状況等一定の審査がございます。

ご利用の流れ



サポートのご案内・お見積り

お申込み



現況やご希望をヒアリング
費用計算書を作成・審査

契約内容を決めるため、お客様の生活状況、財産、ご親族関係をお伺いする可能性があります。
葬儀費用、納骨、遺品整理などの内容をお伺いし詳細な費用計算書を作成します。



必要書類の収集
契約書案文の確認・修正

戸籍等必要書類をご準備いただき、ヒアリングした内容を基に各契約の案文を作成します。ご確認いただき契約書の内容を確定します。

サポート費用等のお支払い



契約内容が確定したらサポート費用・実費・預託金を
含めお支払いをお願いします。



ご契約（公正証書にて作成）

公証役場にて各契約を締結します。
これで契約手続きは完了です。



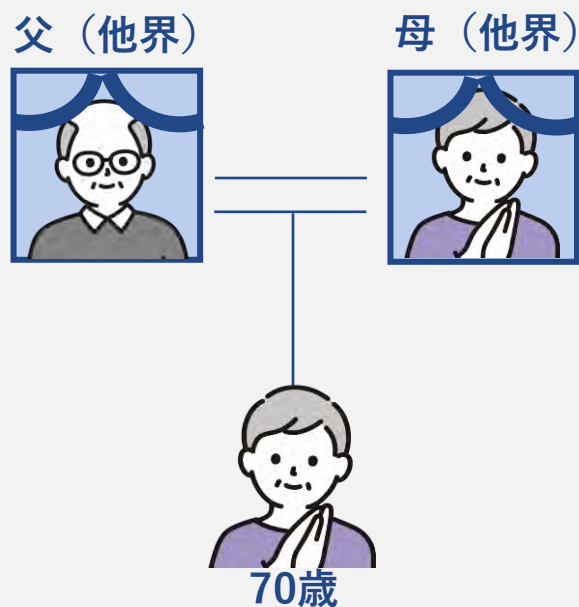
サポート開始

財産管理はすぐに開始せずに必要なタイミングで開始することも可能です

おひさぽのよくあるケース

おひさぽの活用事例

実際の事例



【親族関係】

- ・ 配偶者、子供なし、叔母1名、いとこ2名

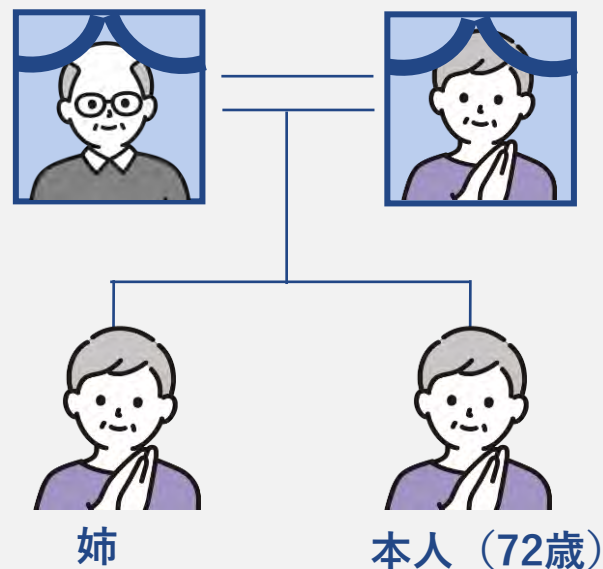
【財産状況】

- ・ 不動産1000万円、預金4000万円

【契約内容】

身元保証、見守り、事務支援
財産管理、任意後見
死後事務、尊厳死宣言書、遺言

- ・ 紹介元は保険会社。介護保険の加入に伴う指定代理人の選定がきっかけ。
- ・ 親族はいるが、頼める関係性ではない。今後、認知症に対する不安があった。
- ・ 弊社と面談を重ねていく中でフルサポートでの申込となる。
- ・ 介護保険についても、弊社が指定代理人となり無事に加入。



【親族関係】

- ・ 配偶者、子供なし、姉

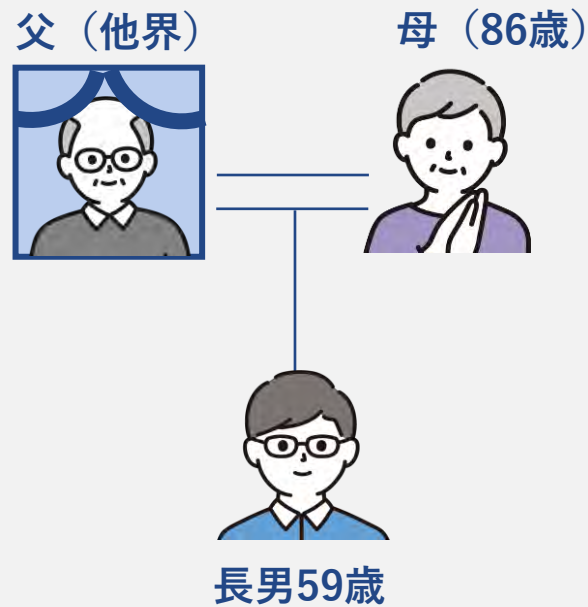
【財産状況】

- ・ マンション1400万円、預金1000万円

【契約内容】

身元保証、見守り、事務支援
財産管理、任意後見
死後事務、尊厳死宣言書、遺言

- ・ 弊社提携の葬儀会社からの紹介。終活を考える上で今後に不安を感じていた。
- ・ 姉はおり、連絡は取っているが頼れない。
- ・ フルサポートプランで申込となる。



【家族構成】

- ・ 母、子供1人（知的障害あるがコミュニケーション問題なし）

【財産状況】

- ・ 借地権付建物、預金6600万円

【契約内容】

（母）

任意後見

（長男）

身元保証、見守り、事務支援

財産管理、任意後見

死後事務、尊厳死宣言書、遺言

- ・ 高齢のお母様からの相談。
- ・ 自分が亡き後の子供の不安と自身の認知症の不安をお持ちであった。
- ・ 自身の認知症対策に任意後見と長男はフルサポートにて申込。

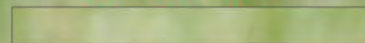


Mission 私たちのミッション

超高齢社会の課題を解決し
「ずっと安心」の世界をつくる

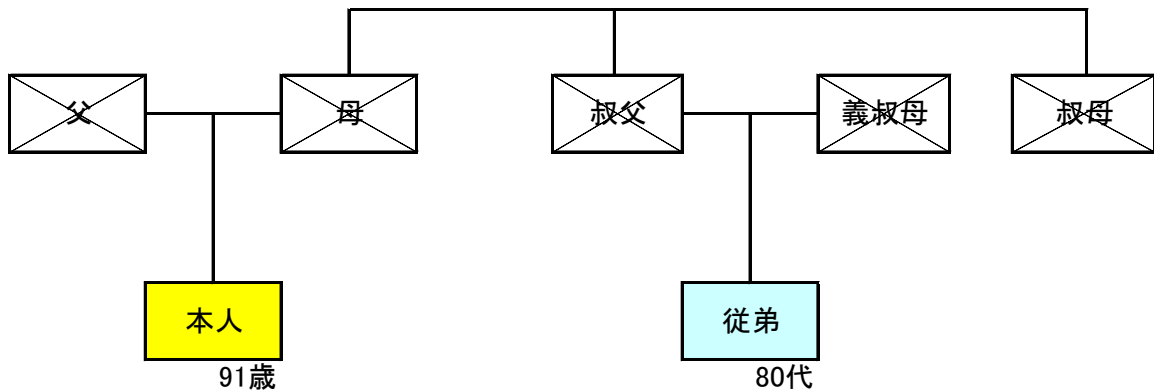
TRINITY

TECHNOLOGY



おひさぼ成約事例

イメージ図



1.顧客属性

- 1 成約サービス 身元保証・事務支援 (翌月、死後事務支援・遺言書も成約)
- 2 申込人 女性(91歳/独身)

2.申込経緯

- ・ 申込人は91歳の年金生活者(女性)です。
- ・ 本人独身で、親類は従弟が一人います。その従弟は、今まで何かと本人の面倒を見てきた人で、それゆえに従弟が受取人となる遺言書も書いています。
- ・ 今般、年齢も高齢となり、いよいよ入居する施設も決まったことから、従弟に施設の入居保証人の相談に行ったところ、理由は定かではありませんが、急に断られてしまったとのこと。そこで、区役所に相談に行ったが、紹介していただいた業者とあまりうまくいかず、困り果て当行に相談があったもの。誰に聞いたら良いかわからず当行に相談したとのこと。
- ・ 当初相談があったのが5月7日で入居が5月30日に迫っている状況。この機会を逃すと、次にいつ施設の入居が決まるかわからないとのこと(順番待ち多数)。また、今まで信頼していた従弟に断られたことで、夜も寝れない状況とのこと。同日支店内で協議し4月におひさぼが導入されたことを把握しており、これを進めることを決定。翌日に自宅に訪問し同意書を受領し、すぐにトリニティ・テクノロジー(株)にアポを取り、5月12日のコンサルタントとの面談が実現。
- ・ まず、5月30日の入居のため「身元保証・事務支援」の申込みが先決で話を進め、契約書等書類を準備し、最終的に、5月19日に必要書類を揃え署名・捺印を行い、5月26日に公証役場での公正証書の契約が完了、無事に5月30日施設へ入居することが出来たもの。
- ・ 今回の件で、従弟に頼れないのが決定的となったため、遺言書の変更、死後事務支援のご相談も受けており、翌月に公証役場での追加契約も終了しております。